

1 目的

この要綱は、青梅市（以下「市」という。）が行う身体障害者等に対する、あん摩、マッサージ、指圧、はりおよびきゅう（以下「施術」という。）の助成について必要な事項を定め、もって福祉の増進に資することを目的とする。

2 定義

この要綱において、身体障害者等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「手帳所持者」という。）で、その障害の程度が4級以上のもの。ただし、65歳以上の者は、手帳所持者とする。
- (2) 青梅市心身障害者福祉手当条例（昭和49年条例第39号）第3条に定める難病福祉手当を受給している者

3 対象者

施術の対象者は、市の区域内に住所を有する在宅の身体障害者等で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市町村民税非課税の者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者
- (3) その他青梅市長（以下「市長」という。）が特に必要と認める者

4 申請

助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市身体障害者等施術助成申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に定める書類を添付して市長に提出するものとする。ただし、申請書に添付する書類については、市長が必要ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 前項第1号に該当する者 次に掲げる市町村民税非課税証明書（以下「非課税証明書」という。）
 - ア 4月から6月までに申請する場合 前年度分の非課税証明書（7月以後の助成を受けるときは、当該年度分の非課税証明書を再提出しなければならない。）
 - イ 7月から翌年3月までに申請する場合 当該年度分の非課税証明書
- (2) 前項第2号に該当する者 該当することを証する書類

5 決定

市長は申請書を受理した場合は、内容を審査し、助成を認めるときは青梅市身体障害者等施術助成承認通知書（様式第2号）により、また、助成を認めないときは青梅市身体障害者等施術助成不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

6 交付

市長は、前項の規定により助成を認めた場合は、施術受療券（様式第4号）を1人年32,000円分を限度として、助成の承認を受けた者（以下「利用者」という。）に交付する。

7 方法

利用者は、前項の施術受療券と引き替えに市長が委託した施術者から施術を受けるものとする。

8 取消し等

市長は、次のいずれかに該当する場合は、助成を取り消し、青梅市身体障害者等施術助成取消通知書（様式第5号）により通知するとともに、すでに施術受療券を交付したときはそれを返還させることができる。ただし、施術受療券を使用したときは、その相当額を返還させることができる。

- (1) 利用者が偽り、その他不正の手段により、施術受療券の交付を受けたとき。
- (2) 利用者以外の者が、施術受療券を使用したとき。
- (3) 利用者が、第3項に該当しなくなったとき。
- (4) その他市長が、助成を不相当と認めるとき。

9 委託契約

施術は、市長が青梅市施術師会に委託して実施するものとする。

10 委託料

施術の役務を提供した施術師は、請求書（様式第6号）に第6項に規定する施術受療券を添え、市長に委託料の請求をするものとし、市長はその請求にもとづき支払うものとする。

11 助成の継続

- (1) 市長は、利用者から新年度の助成を辞退する旨の申出がない場合、継続して助成するものとする。
- (2) 前号の場合において、利用者は、7月以後の助成を受けるときは、当該年度分の非課税証明書等を再提出しなければならない。なお、市長が必要ないと認める場合は、この限りでない。

12 実施時期

この要綱は、昭和57年4月1日から実施する。

13 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、昭和61年4月1日から実施する。
- (2) この要綱の一部改正は、平成6年4月1日から実施する。
- (3) この要綱の一部改正は、平成12年4月1日から実施する。
- (4) この要綱の一部改正は、平成15年5月1日から実施する。
- (5) この要綱の一部改正は、平成17年4月1日から実施する。
- (6) この要綱の一部改正は、平成28年3月11日から実施する。

様式（省略）